

商工会議所会員の皆さまへ

2021年10月1日以降始期加入用

企業を事業経営リスクから守る

製造業・販売業・飲食業・サービス業用

ビジネス総合

保険制度

企業総合賠償責任保険

加入期間(保険期間)

2021年10月1日午後4時～1年間

以降毎月1日(2022年9月1日まで)午後4時～1年間

※スケールメリットによる割引10%、優良事業者割引10%、

自動車リスク優良割引10%を適用した場合

最大
約28%
割引*



日本商工会議所

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社



商品の概要

「ビジネス総合保険制度」は、貴社のさまざまなニーズに

事業活動にはさまざまなリスクがあり、
賠償等の事故が発生した場合、
高額な支払いが発生します。

費用損害の リスク

リコール

販売した製品が原因で
お客様にケガをさせる
おそれが判明し、社告を出して
リコールを実施した。
回収費用 1,000万円



ブランド イメージ回復

販売した食品に食中毒事故が発生。
再発防止のための
コンサルタント費用や、信頼回復の
ための広告費用が発生した。
広告等費用 1,000万円



損害賠償金

製造業・販売業・飲食業・サービス業用
ビジネス総合
保 険 制 度

業務中の事故

自転車で配達中に運転を誤り、
通行人と衝突してケガをさせた。
損害賠償金 800万円



借用財物の損壊

工場内での作業のために
借用していたクレーン車を
誤って壊した。
損害賠償金 500万円



製品

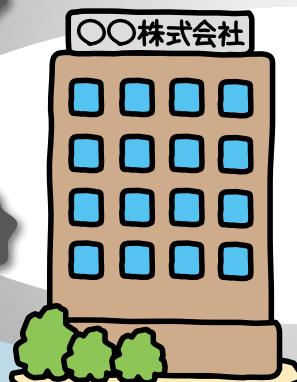
受託物の損壊

取引先から預かっていた金型を
自社の火災により焼失した。
損害賠償金 500万円



貴社

グローバル化



働き方改革



訴訟費用等の諸費用

ビジネス総合保険制度で
さまざまなリスクを包括的に
補償します。

お応えする賠償責任保険です。



●日本国内のリスクを「加入もれ」や「補償の重複」の心配なく補償！

日本国内のすべての施設、業務、生産物等を1つの保険契約(加入)でまとめて補償します。
たくさんの支店や生産物があっても保険の加入もれや、補償の重複の心配がありません。
(ご注意)一部対象とならないものがあります。13ページをご確認ください。

●簡単な加入手続きで完結!

業種(主营业务)と
売上高を申告

プランと
オプションを選択

支払限度額と
免責金額を選択

お見積り

ご加入
(申込書類の提出・保険料の払込)



補償の全体像

2つの基本補償プランと 8つのオプション補償をご用意しました。

**ビジネス総合保険制度は、次のような事故の場合にお役に立ちます。
お客様のニーズに合わせてプランとオプションをお選びください。(注)**

(注) ビジネス総合保険制度では、生産物・仕事の結果リスクのみを補償するエコノミープランもご用意しております。

ワイドプラン より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン 基本的な補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

施設の管理不備による事故



身体 財物

ビルで火災が発生し、非常口の管理不備でお客さまに死傷者が出了た。

設備の管理不備による事故



身体 財物

店舗の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせた。

昇降機による事故



身体 財物

店舗内のエレベーターの誤作動により子どもが扉にはさまれてケガをした。

業務リスク

業務(仕事)の遂行により生じた賠償責任の補償

業務中の事故



身体 財物

自転車で配達中に運転を誤り、通行人と衝突してケガをさせた。

業務中の事故



身体 財物

商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせた。

海外出張中の事故



身体 財物

海外出張中に誤ってお客様にケガをさせた。

生産物・仕事の結果リスク

製造・販売した製品(生産物)または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

生産物による事故



身体 財物

製造した玩具に欠陥があり、遊んでいた子どもがケガをした。

仕事の結果による事故



身体 財物

エアコンの設置の欠陥により漏水が発生し、お客様の住宅の壁・床を汚した。

生産物自体に対する事故



財物

販売したテレビから出火してお客様の家財が焼失し、テレビ自体も破損した。

その他のリスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セット

来訪者財物損壊補償

財物

店舗内において、来店したお客様から預かった上着を汚してしまった。

人格権侵害補償

その他

エレベーターの管理不備で、その中にお客さまが閉じ込められ、精神的ショックを与えた。

広告宣伝活動による権利侵害補償

その他

新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

使用不能損害拡張補償

その他

販売した家具の搬入中にクレーンが倒れ、隣接店の入り口をふさぎ、営業できず、休業損害が発生した。

初期対応費用補償

費用利益

緊急的対応のため事故現場の取片付けを行い、費用がかかった。

受託物損壊補償



取引先から預かっていた金型を自社の火災により焼失した。



仕事の対象として管理している建物の鍵を紛失し、錠前と鍵の再作成費用を請求された。



工場内で、作業のために借用したクレーン車を誤って壊してしまった。



発注者から、住宅に据え付けるために支給されたエアコンを取り付け中に誤って壊してしまった。

財物

工事遅延損害補償

その他



ビル建設工事中にクレーンが倒れて隣の建物の壁を破損し、約定した期日より作業終了が2週間遅れた。

アイコンの
ご説明

損害賠償

身体

他人の生命や身体を害し(以下、「身体障害」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

財物

他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取された場合に(以下、「財物損壊」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

その他

他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

費用利益

偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。



オプション補償

給排水管からの漏水による事故

身体 財物



店舗内の給排水管から漏水して、階下の住宅の内装を汚した。

構内専用車両による事故

身体 財物



フォークリフトで作業中にお客さまに接触し、ケガをさせた。

作業対象物に対する事故

財物



エアコンの据え付け作業中に誤ってお客様の壁を損傷した。

従業員の所有自動車による事故

身体 財物



従業員がマイカーで業務中に運転を誤り、通行人に衝突してケガをさせた。

不良完成品による事故

財物



製造・納品した電子部品の欠陥が原因でその部品が組み込まれたパソコンが破損した。

不良製造品による事故



製造した機械に欠陥があったため、それにより生産された商品が破損した。

国外一時持出・流出生産物による事故

身体 財物



国内向けに販売した化粧品が海外に持ち出され、それを海外で使用したお客様の肌がかぶれてしまった。

訴訟対応費用補償

費用利益

日本の裁判所に提起された訴訟に関連して、必要な文書を作成するための費用がかかった。

ブランドイメージ回復費用補償

費用利益

事故により失ったブランドイメージを回復するためにコンサルタントを起用し、その費用がかかった。

被害者治療費等補償

費用利益

店舗内でお客さまが転倒して負傷し、その通院費用がかかった。

借用イベント施設損壊補償

財物



イベント開催のために借用したイベント会場を誤って破損した。

データ損壊復旧費用補償

費用利益



出張修理中にクライアントのパソコン内に記録されていた情報を消失し、情報の復旧に費用がかかった。

対物超過費用補償

費用利益



他人の財物を破損させてまい、時価額を超える修理費を請求された。

生産物の欠陥等による経済損害補償

その他



製造・納品した工作機械に欠陥があることが判明し、納品先の製造ラインをストップさせた。

サイバーリスク補償

その他



外部からの不正アクセスにより自社の生産が停止し、取引先への納品が遅延した。

借用不動産損壊補償

財物



社宅として借用している建物において従業員がストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。

弁護士費用補償

費用利益



顧客から悪質なクレームを受け、対応方法について弁護士に法律相談を行った。

リコール費用補償

費用利益



販売した家電製品が原因でお客さまにケガをさせるおそれがあり、行政庁の命令を受けて同じ製造工程の商品についてリコールを行い、回収費用が発生した。

休業損害補償^(注)

費用利益



[休業補償] 台風により工場が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が生じた。



[食中毒・特定感染症補償] 店舗で提供した料理が原因で食中毒が発生し、3か月間の営業停止となり損失が生じた。

(注)休業損害補償では、上記いずれのケースも補償対象となります。なお、「食中毒・特定感染症のみ補償」または「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただくことも可能です。

基本補償

基本補償の概要と事故が発生した場合に適用される支払限度額と免責金額をご案内します。

補償項目		補償の概要
施設リスク		施設の管理不備等により生じた損害賠償責任を補償します。
業務リスク		業務(仕事)の遂行により生じた損害賠償責任を補償します。
生産物・ 仕事の 結果 リスク		製造・販売した製品(生産物)または行った仕事の結果が原因と 賠償責任を補償します。
	生産物自体の損害 	生産物や仕事の目的物自体を損壊した場合の損害賠償責任を ※他人の身体の障害または生産物や仕事の目的物以外の財物の損壊について法律上の損害賠償責任
	国外一時持出・流出生産物 	日本国内で提供された製品の海外における事故を補償します。
その他の リスク	来訪者財物損壊 	来訪者から預かった財物を損壊した場合の損害賠償責任を補
	人格権侵害 	不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為 プライバシーの侵害をした場合の損害賠償責任を補償します。
	広告宣伝活動による 権利侵害 	広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・ をした場合の損害賠償責任を補償します。
	使用不能損害拡張 	財物の損壊を伴わず他人の財物を使用不能とした場合などの 補償します。
	初期対応費用 	事故現場の取片付けなど事故発生時の緊急的対応のため 補償します。
	訴訟対応費用 	訴訟時の書類作成等の費用を補償します。
	ブランドイメージ回復費用 	ブランドイメージの回復に必要な措置等にかかった費用を補償
	被害者治療費等 	事故発生時の被害者の治療費等を補償します。
受託物損壊		借用財物、支給財物等の管理・使用する財物を損壊した場合の損害賠 ※修理などのために預かった自動車等は補償対象外です。詳細は17ページを
工事遅延損害		工事の履行が遅延したことにより生じた損害賠償責任を補償
借用イベント施設損壊		イベント等の開催のために借用した施設に損害を与えた場合の 補償します。
データ損壊復旧費用		第三者のデータを損壊した場合の復旧費用を補償します。
対物超過費用		他人の財物を損壊させてしまい、復旧費がその財物の時価額を 費と時価額の差額の支出しなど、事故解決のために要した費用を

基本補償の支払限度額
(1事故、保険期間中につき)

5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円
6億円 7億円 8億円 9億円 10億円

右から選択します。

基本補償の支払限度額はこの保険契約で支払う1加入者あたりの保険期間中の総支払限度額となります。一部の補償については、個別に支払限度額・免責金額を設定しています。詳細は、5ページから10ページをご確認ください。

基本補償の
免責金額
(1事故につき)

なし 1万円 3万円
5万円 10万円 30万円
50万円 100万円

右から選択します。

支払限度額
(1事故・保険期間中につき)

免責金額

プラン おすすめ

エコノミー ベーシック ウィド

基本補償の支払限度額

基本補償の免責金額



基本補償の支払限度額

基本補償の免責金額



基本補償の支払限度額

基本補償の免責金額



基本補償の支払限度額

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1名につき : 10万円
1事故につき : 100万円
保険期間中につき : 1,000万円

なし



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円
<被害者1名につき>
死亡・重度後遺障害 : 50万円
入院 : 10万円
通院 : 3万円

なし



1,000万円

基本補償の免責金額



1事故につき:1,000万円(または対象工事の遅延規定に規定された損害賠償金の額のいずれか低い額)
保険期間中につき:1,000万円

基本補償の免責金額



1,000万円

火災、破裂・爆発、水ぬれ なし
その他の損害 10万円

1,000万円

基本補償の免責金額



1事故につき:50万円、保険期間中につき:1,000万円

なし



オプション補償

貴社のニーズに合わせて選択可能な充実のオプション補償をご用意しています。基本補償に加えて以下のオプション特約から選んでセットしていただけます。

生産物の欠陥等による経済損害補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●製造・納品した製品に欠陥が判明し、修理・交換が必要となった。その結果、納品先の製造ラインをストップさせてしまい、納品先の逸失利益について損害賠償請求を受けた。
 ●自社工場の火災により納期が遅延した結果、納品先の事業を休止させてしまい、納品先の逸失利益について損害賠償請求を受けた。
(ご注意) ・主業務が製造業の場合のみセット可能です。
 ・エコノミープランにはセットできません。



情報漏えいも補償します! サイバーリスク補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●業務に使用するパソコンを紛失したことにより、お客様の個人情報が外部に漏えいした。
 ●サイバー攻撃によりコンピュータウイルスに感染したことに気がつかず、取引先にも感染を広げてしまった結果、取引先から業務停止による利益喪失の損害賠償請求を受けた。また、自社のコンピュータ等の復旧のため費用を支出した。
 ●サイバー攻撃によって工場のボイラーが誤作動を起こして工場が爆発し、近隣の住宅を損壊させた。

(ご注意) エコノミープランにはセットできません。



借用不動産損壊補償

事故事例 ●社宅として借用している建物において従業員がストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。

(ご注意) エコノミープランにはセットできません。



弁護士費用補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●店舗の上階より漏水があり、自社の電子機器が壊れて使用できなくなったため、損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
 ●提供した飲食物について、SNSで根拠のない悪評を書き込まれ拡散されたため、弁護士に法律相談を行った。

(ご注意) エコノミープランにはセットできません。



リコール費用補償

おすすめ
オプション

事故事例 ●販売した家電製品が原因でお客さまにケガをさせるおそれがあり、行政庁の命令を受けて同じ製造工程の商品についてリコールを行い、回収費用が発生した。



次のいずれかの事由に起因して、他人の賠償責任を補償します。

- ①生産物の欠陥
- ②生産物の仕様等で意図された機能、効能、目
- ③次のアまたはイに起因する製造・販売
 ア.火災、落雷または破裂・爆発
 イ.上記ア以外の不測かつ突発的な外
 するための設備・装置^(注)に生じた
 (注)製造・販売業務を遂行するための設備・装置は、

次のいずれかの事由に起因する賠償損害や費用損害を補償します。

- ①情報漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有、使用、管理または電子情報の提供に起因する他人の業務阻害
- ③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害または財物損壊
 保険適用地域は日本国内です。

賠償損害

- ①損害賠償金
- ②争訟費用
- ③権利保全行使費用
- ④訴訟対応費用

借用する不動産を損壊させたことによる補償します。

偶然な事故により対人被害・対物被害が費用、および業務妨害等により経済的補償します。

(ご注意) 対人被害・対物被害等については

生産物の欠陥に起因して日本国内に存
に必要かつ有益な費用を補償します。

概要

事業を休止または阻害した場合の損害

的または条件を発揮または充足しなかったこと
業務の履行不能または履行遅滞

来の事由によって、製造・販売業務を遂行
故障または機能停止

記名被保険者が所有または使用するものに限ります。

費用損害

- ①事故対応費用
- ②事故原因・被害範囲調査費用
- ③広告宣伝活動費用
- ④法律相談費用
- ⑤コンサルティング費用
- ⑥見舞金・見舞品購入費用
- ⑦クレジット情報モニタリング費用
- ⑧公的調査対応費用
- ⑨コンピュータシステム等復旧費用
- ⑩被害拡大防止費用
- ⑪再発防止費用
- ⑫サイバー攻撃調査費用

家主(大家)に対する損害賠償責任を

発生した場合の弁護士費用・法律相談
被害が発生した場合の法律相談費用を
21~22ページをご確認ください。

在する生産物の回収等を実施するため

支払限度額		免責金額
1請求・ 保険期間中	1,000万円、2,000万円、3,000万円の いずれかから選択	10万円
以下4パターンから選択 ^(注)		なし
賠償損害 1請求・保険期間中	費用損害 1事故・保険期間中	
a 3,000万円	1,000万円	(ご注意) ・1事故につき、被害拡大防止費用と再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を乗じて得た額を保険金としてお支払いします。
b 5,000万円	2,000万円	
c 1億円	3,000万円	
d 3億円	3,000万円	
1事故 保険期間中	1,000万円 基本補償の支払限度額	火災、破裂・爆発、水ぬれ なし その他の損害 10万円
被保険者1名	1事故	なし
①対人被害 ②対物被害 ③経済的被害	100万円 ^(注1) 300万円 ^(注1) — 30万円 ^(注2)	
(注1)弁護士費用・法律相談費用合算となります。(注2)法律相談費用のみとなります。		
1事故・ 保険期間中	1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、 1億円のいずれかから選択 ^(注)	基本補償の 免責金額

(注)基本補償の支払限度額を超えて、支払限度額を設定することはできません。

次頁へ続く

オプション補償(続き) 保険料の割引と保

貴社のニーズに合わせて選択可能な充実のオプション補償をご用意しています。

休業損害補償

おすすめ
オプション

[休業補償]

事故事例 ●台風により工場が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が発生した。仮工場を借りて営業再開したが、賃貸費用が発生した。



[食中毒・特定感染症補償]

事故事例 ●お店で提供した料理が原因で食中毒が発生し、3か月間の営業停止となり、損失が生じた。
●お店で食事をされた方の中に新型コロナウイルス感染症の感染者がいたことが判明し、保健所によって消毒が行われた。その間、営業が行えず損失が生じた。



(ご注意) ・休業損害補償には、「休業補償」と「食中毒・特定感染症補償」が含まれます。
「食中毒・特定感染症のみ補償」または「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していくことで、補償を限定することも可能です。
・エコノミープランには、「食中毒・特定感染症補償」のみセット可能です。「休業補償」はセットできません。

補償の

次のいずれかに該当する事由により、業損失、営業継続費用または緊急対応費

- ①不測かつ突発的な事故により被保険するアーケード等の隣接物件や電気・設備を含む)が損害を受けたこと。た工事現場に所在する工事用材料は、です。
 - ②対象物件^(注)における食中毒の発生食中毒の発生
 - ③引受保険会社が定める感染症の原因と
 - ④指定感染症等の原因となる病原体に
- (注)対象物件および対象物件等について

【①～③の場合】
お支払いする保険金

休業損失

【④の場合】
お支払いする保険金

緊急対応

(ご注意)・補償割合は、粗利益率以内で加粗利益率とは、売上高に対するは、売上高から商品仕入高およ高を差し引きます。)を差し引い・保険金支払の対象となる期間はついては最大14日となります。
・上記①から④までの事由を伴わによる営業自粛は補償対象外
・③、④の対象となる感染症につ

保険料の割引

加入プラン例と保

以下の項目に該当する場合、保険料が割引となります。

①優良事業者割引

保険加入申込時点で以下①から④までのいずれかの認証または以下⑤の認定を取得済の事業者(全事業所・一部事業所を問いません)

①ISO9001、②ISO14001、③ISO22000、④HACCP、⑤中小企業庁の「事業継続力強化計画」

▶ 割引率 **10%**

②自動車リスク優良割引

保険加入申込時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する事業者(引受保険会社は問いません)

①フリート契約の場合…優良割引20%以上、②ノンフリート契約の場合…全車7等級以上

▶ 割引率 **10%**

加入申込票の告知欄にて加入申込時に告知していただきます。

製造業
(プラスチック・ゴム製品製造)

飲食業

ビルメンテナンス業

保険料例

概要

業務が休止・阻害されたために生じる休業用を補償します。

者が占有する事業用物件(建物に隣接ガスの配線等の敷地外ユーティリティだし、工事の対象物や工事用仮設建物、保険の対象に含まれず、補償の対象外

または製造・販売した食品に起因する

なる病原体による対象物件等^(注)の汚染
による対象物件等^(注)の汚染
は22~23ページをご確認ください。

(売上減少高×補償割合)+営業継続費用

費用20万円(定額)

入時に設定します。

粗利益の割合をいいます。また、粗利益と
び原材料費(期首棚卸高を加え、期末棚卸
た額をいいます。

①および②については最大3か月、③に

ない休業および行政機関からの要請等
です。

いては23ページをご確認ください。

支払限度額

免責金額

	事故の種類	1事故	保険期間中
①	事業用物件に生じた損害	5,000万円 ^(注)	基本補償の支払限度額
②	食中毒	1,000万円 ^(注)	1,000万円
③	引受保険会社が定める感染症	500万円 ^(注)	500万円
④	上記以外の指定感染症等	20万円	20万円

なし

(注)営業継続費用は内枠で1事故500万円となります。

(ご注意)「食中毒・特定感染症のみ補償」を選択していただいた場合、①は
補償対象外となり、②と③の合計で保険期間中ににつき1,000万円
を限度として保険金をお支払いします。

・「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただいた場合、②から
④までは補償対象外となります。

保険料例

	ワイドプラン	ワイドプラン+サイバーリスク補償(オプション)
年間保険料例(一時払)	500,970円	581,200円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 年間の合計売上高：15億円 サイバーリスク補償 支払限度額 [賠償損害]1億円 [費用損害]3,000万円	
事故事例	①自社工場に訪れた取引先を誤ってフォークリフトで死亡させた。損害賠償金5,000万円 ②自社が製造していた部品の欠陥で取引先の製品が損壊した。損害賠償金1,000万円	
年間保険料例(一時払)	119,720円	160,610円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 年間の合計売上高：1億円 サイバーリスク補償 支払限度額 [賠償損害]1億円 [費用損害]3,000万円	
事故事例	①提供した飲食物にて食中毒を発生させ、来店客が多数、入院した。損害賠償金3,000万円 ②店舗のクローカーでお客様から預かったコートを誤って破った。損害賠償金10万円	
年間保険料例(一時払)	2,049,420円	2,205,030円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 年間の合計売上高：3億円 サイバーリスク補償 支払限度額 [賠償損害]1億円 [費用損害]3,000万円	
事故事例	①ビルの給排水設備を点検中、漏水を発生させ、階下の店舗に水濡れ汚損害を与えた。損害賠償金1,000万円 ②受託したマスターキーを紛失。マスターキーの再作成や、マスターキーで開錠可能なビル内の全錠前の交換が必要となった。損害賠償金500万円	

補償内容の詳細は13ページ以降でご確認ください。

※上記の保険料は年間保険料の一例であり、実際の保険料は告知内容等によって異なります。

各種サービス

サイバー特約専用コールセンターサービス(サイバーリスク補償特約を付帯されている場合のみ)

- このサービスは、PC操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。
- サイバーリスク補償特約を付帯している期間中が利用対象です。付帯している期間中は、何度でもご利用いただけます。

お気軽に
お電話ください!



※このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、お客さまに生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。

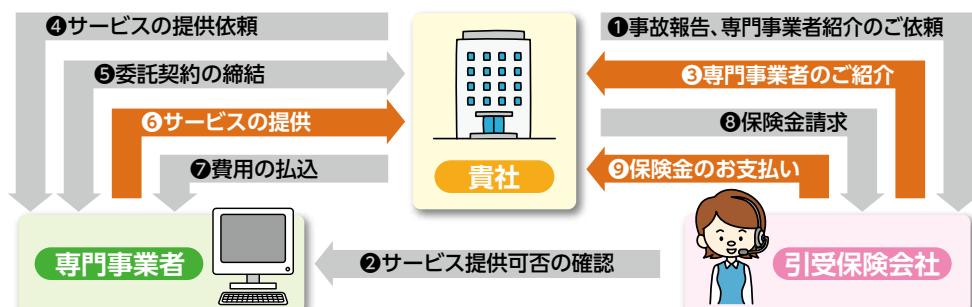
※PCの操作等で発生する通信料はお客さま負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※このサービスは、事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。

※このサービスの結果に起因して発生した事象について、引受保険会社および提携会社は一切責任を負いません。

サイバー事故発生時の、専門事業者紹介サービス(サイバーリスク補償特約を付帯している場合のみ)

- 貴社のご意向に基づき、サイバー事故発生時の被害範囲の確認や原因調査および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介するサービスです。
 - このサービスは、貴社と引受保険会社がご紹介する専門事業者との間でご締結される委託契約に基づき、有償で提供されるものですが、サイバーリスク補償特約の保険金の対象となる費用^(注)については、引受保険会社から貴社に保険金としてお支払いします。
- (注)あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。



※このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金を請求する場合には引受保険会社の事前承認が必要です。

弁護士紹介ネットワーク(弁護士費用特約(企業総合用)を付帯されている場合のみ)

- 弁護士費用特約(企業総合用)で保険金をお支払いする事由が発生した場合に、被保険者に弁護士を紹介することができます。



※このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金を請求する場合には引受保険会社の事前承認が必要です。

気象情報アラートサービス(すべての加入に付帯されるサービスです。)

風災、水災等の自然災害への事前対策に有効な気象情報を配信するサービスです。

専用のサービスサイト上で、あらかじめ設定した地点の降水量、風速、降雪量が基準値を超える予測となる場合や、落雷が観測された場合に、アラートメールが配信されます。これにより、気象情報サイトやニュースを確認することなく、事業に影響を与える可能性のある気象状況の変化を把握することができ、アラートメール受信時に事前対策を実施していただくことで、損害防止・軽減につながります。ご登録・ご利用料は無料です。

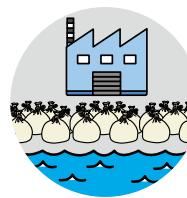
- ① 加入者証同封のご説明チラシ**
に沿ってユーザー登録、メール
配信設定を実施



- ② アラートメールの
受信**



- ③ 事前の対策を
実施**



- ④ 自然災害による
損害防止・損害軽減に
寄与**



※このサービスは引受保険会社が株式会社ウェザーニュースと提携してご提供するサービスです。気象情報の予測・観測は株式会社ウェザーニュースが行います。

人事・労務相談デスク [受付時間] 平日 10:00~17:00 (すべての加入に付帯されるサービスです。)

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。(電話相談無料)



法律相談 (予約制)

弁護士が、取引先や顧客との
トラブルなど、法律に関する
相談にお答えします。

税務相談 (予約制)

税理士が、会社経営や事業
継承のトラブルなど、税務に
関する相談にお答えします。

人事労務 相談 (予約制)

社会保険労務士が、雇用や
労働条件など、人事労務に
関する相談にお答えします。

※このサービスは個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。サービス受付の電話番号(通話料無料)等は、加入者証同封のご案内をご覧ください。

MS&ADインターリスク総研のコンサルティングサービス

MS&ADインシュアランスグループにおいて、リスクマネジメント事業を担うMS&ADインターリスク総研では、企業向けリスク管理・危機管理のコンサルティング実績を多数有しております。生産物や施設に起因する事故の予防措置から、再発防止策の検討の支援などについて、幅広い領域でのサポートが可能です。

コンサルティングの例

製造物責任予防対策コンサルティング
製品の安全確保のため、開発・設計・製造・検査・流通・販売・アフターサービスなど、さまざまな局面でリスクを評価し、対策の実施を支援します。

※このサービスは、保険の付帯サービスではありません。

三井住友海上経営サポートセンター

■三井住友海上経営サポートセンターにご入会(入会費・年会費無料)いただいた経営者の皆さんに対し、幅広い支援メニューを提供します。

経営に関する ご相談

働き方改革、事業承継、人材育成など、経営に関するご相談に出張またはリモート面談にてお応えします。
必要に応じて、外部専門家の紹介を行います。

セミナーや 旬な情報の発信

経営の方に興味が高いテーマのセミナーなど、経営に役立つ有効な情報を定期的にお届けします。

企業内研修・ 勉強会の支援

役員・従業員に対する研修や、団体・業種別勉強会の支援を行います。

ビジネス マッチング

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」をご案内します。

※このサービスは保険の付帯サービスではありません。また、入会にあたっては条件があります。経営サポートセンターへのご入会手続きは、引受保険会社営業窓口までご連絡ください。

※このサービスは個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

詳細はリーフレット「三井住友海上経営サポートセンターのご案内」を併せてご覧ください。

ご加入の条件等

ご加入の条件等

1 ご加入の対象となる方

この保険は日本商工会議所が保険契約者となる団体契約です。次の①、②、③の条件を満たす事業者の皆さまを対象としています。

- ① 申込人および記名被保険者が各地商工会議所の会員事業者(個人事業主を含みます。)であること。
- ② 主業務(最も売上高に占める割合の大きい業務)が「製造業」「販売業(卸売業・小売業)」「飲食業」「サービス業」であること。
- ③ すべての業務の合計売上高(保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高の総額)が**100億円以下**であること。

(ご注意) ·一部対象とならない業種もあります。加入対象となる業種の詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

·新設法人等で「保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額(以下、「事業計画値」といいます。)を「売上高」として保険料を算出します(事業計画値が100億円以下である場合に限ります。)。

2 保険の対象となる施設、業務(仕事)、生産物、仕事の結果

この保険はすべての施設、業務(仕事)、生産物、仕事の結果を対象とします。

保険の対象	
施設	貴社(記名被保険者)が業務(仕事)の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設
業務(仕事)	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての業務(仕事)
生産物	貴社(記名被保険者)が製造、販売または提供し、貴社(記名被保険者)の占有を離れたすべての財物
仕事の結果	貴社(記名被保険者)が遂行するすべての仕事の結果

(ご注意) ·一部対象とならない施設(航空機、パラグライダー等)、業務(医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等)、生産物(特定医薬品、治験等)、仕事の結果(設計のみの仕事、臨床研究に関する業務等)もあります。

·この保険で支払対象となる事故は「日本国内」で発生したものに限ります。ただし、一部の業務、生産物については、日本国外で発生した事故も対象になります。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

3 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク ^(注5)	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者	○	○	○	○	○
②記名被保険者の使用者 ^(注1)	○	○	○	○	○
③記名被保険者の役員(記名被保険者が法人である場合) ^(注1)	○	○	○	○	○
④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) ^(注1)	○	○	○	○	○
⑤記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用者 ^(注1)	-	○	-	-	○
⑥発注者 ^(注2)	-	○	-	-	-
⑦下請製造業者 ^(注3)	-	-	○	-	-
⑧販売業者 ^(注4)	-	-	○	-	-

(注1)記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

(注2)建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

(注3)記名被保険者の生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

(注4)記名被保険者の加入者証記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

(注5)従業員所有自動車危険補償については、記名被保険者のみが被保険者となります。

(ご注意) ·一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

·被保険者間相互の事故も補償の対象となります(交差責任補償)。ただし、生産物の欠陥等による経済損害補償、サイバーリスク補償等の一部の補償や、被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任は、交差責任補償の対象外です。

4 保険料について

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。)は、「保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高」および支払限度額等に基づいて決定されます。詳細につきましては代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

★新設法人等の取扱いについて

新設法人等で、「保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高」が存在しない場合には、加入申込における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、加入期間(保険期間)終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

5 保険料の払込方法

年間保険料が20万円未満の場合は一時払となり、20万円以上の場合は一時払・月払をお選びいただくことができます。お支払いは集金代行会社(SMBCファイナンス)による口座振替となり、保険料振替日は加入期間(保険期間)開始月の翌々月23日(月払の場合は以降毎月23日)です。なお、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替となります。※ご加入事業者毎に制度維持費として保険料とは別に、保険契約者である日本商工会議所に月払の場合100円／月、一時払の場合100円／年をお支払いいただきます。制度維持費は保険料に上乗せして引き落とさせていただきます。

6 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	
⑧訴訟対応費用	
⑨ブランドイメージ回復費用	
⑩被害者治療費等	
その他すべての費用等 補償	それぞれの補償内容に従い、お支払いします。

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記すべての保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」等で保険金として対象となる場合を除いて、保険金のお支払いの対象とはなりません。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。



用語のご説明

法律上の 損害賠償 責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額

保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいいます。

保険金

普通保険約款、特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金額をいいます。

保険料

申入者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

加入者証記載の 総支払限度額

この保険契約において支払う1加入者あたりのすべての保険金の合計の上限をいいます。

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(エコノミープラン、ベーシックプラン、ワイドプラン)

リスク	主な補償内容		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																					
身体障害・財物損壊	以下の場合に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。																								
	施設にかかるリスク	ワイドプラン ベーシックプラン 	○被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故	共通事項 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ⑦液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ⑧原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ⑨石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿織維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取または吸引 ⑩石綿等への曝露による疾病 ⑪石綿等の飛散または拡散 ⑫直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 ⑬被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任																					
	昇降機補償	身体 財物 	○被保険者による昇降機(エスカレーター・エレベーター)の所有、使用または管理に起因する事故																						
	漏水補償	身体 財物 	○給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故	○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ○騒音に起因する損害賠償責任 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことにより生じて、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少しましたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ○専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 等																					
	構内専用車等補償	身体 財物 	○作業場内(主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入ることを制限されている場所をいいます。)および施設内における自動車(原動機付自転車を含みます。)または車両の所有、使用または管理に起因する事故 ○自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故 ○：補償します。 ×：補償対象外となります。 <table border="1" data-bbox="317 1302 770 1459"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設内</th> <th colspan="2">施設外</th> </tr> <tr> <th>作業場内</th> <th>作業場内以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両(除く自動車)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>積込積卸</td> <td>車両</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>作業</td> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		施設内	施設外		作業場内	作業場内以外	車両(除く自動車)	○	○	×	自動車	○	○	×	積込積卸	車両	○	○	作業	自動車	○	○
	施設内	施設外																							
		作業場内	作業場内以外																						
車両(除く自動車)	○	○	×																						
自動車	○	○	×																						
積込積卸	車両	○	○																						
作業	自動車	○	○																						
以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。																									
仕事の遂行にかかるリスク	ワイドプラン ベーシックプラン 	○被保険者による仕事の遂行に起因する事故																							
国外一時業務危険補償	身体 財物 	○被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 (ご注意)工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。																							
従業員所有自動車危険補償	身体 財物 	○従業員が記名被保険者の業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因する事故で、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意)保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。また、従業員には、役員、記名被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。																							

(ご注意) ビジネス総合保険制度の補償内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。詳細については普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

アイコンにつきましては
4ページをご参照ください。

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊	管理財物 損壊補償 	<ul style="list-style-type: none"> ○現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下、「補償管理財物」といいます。)の損壊について、補償管理財物につき正当な権利を有するものに対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下、「補償管理財物損壊」といいます。)(ご注意)補償管理財物には、次の財物は含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有するまたは貸借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 <p>以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他の財物を滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○補償管理財物損壊のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 ②被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊 ③補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ④補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 ⑤補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊 ⑥被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等
	生産物、仕事の結果にかかわるリスク ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 	<ul style="list-style-type: none"> ○生産物に起因して生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了後もしくは放棄の後に生じた事故 <p>(ご注意) 設計のみを行う業務に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ○被保険者の生産物または仕事の結果に起因する事故が発生しましたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害 ○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①医薬品等 ②農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条(定義)に規定する農薬 ③食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ②臨床試験 ③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関する医薬品等
	不良完成品 損傷補償 	○被保険者が、完成品(生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物)を損壊したことによる事故	
	不良製造品 損傷補償 	○生産物が製造機械等またはその部品である場合、製造品・加工品(製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物)を損壊したことによる事故	
	生産物自体の 損傷補償 	○「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物(事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。)以外の他の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	等
	国外一時持出・流出 生産物補償 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外一時持出生産物(被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時に日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故 ○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外流出生産物(被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求 ②被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物 ③被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物(原材料、部品などに使用される場合を含みます。) ④次のいずれかに該当する生産物に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ア.医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分配方、航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類 イ.たばこ
	来訪者財物損壊 補償 ワイドプラン ベーシックプラン 	○被保険者が施設内で保管する来訪者の財物(ただし、修理・点検または加工を目的とするもの、および自動車または原動機付自転車等を除きます。以下「来訪者財物」といいます。)の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破壊・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。) ○来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害 ○来訪者財物に対する修理、点検または加工等に起因して、来訪者財物が滅失、破損または汚損したことによる損害

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(エコノミープラン、ベーシックプラン、ワイドプラン)

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊	受託物損壊補償 ワイドプラン  財物	<p>○被保険者が、管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <受託物の範囲></p> <p>①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①から③までを除き被保険者が運送または荷役のために受託している財物 <受託物から除外される財物></p> <p>①土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) ②動物・植物等の生物 ③船舶および航空機 ④自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車 ⑤③または④に定着または装備されている物 ⑥来訪者財物 (ご注意) ①被害受託物が業務対象物件の鍵の場合は、次に定める費用の合計額を損害賠償金の限度額とします。 ア紛失または盗取された鍵で施錠・開錠が可能な業務対象物件の鍵前の交換費用 イ損壊した鍵の再作成費用 ウ損壊した鍵と同じ扉等を施錠・開錠できる他の鍵の再作成費用 ②被害受託物が業務対象物件の鍵以外である場合、損害の生じた地および時において、もし損害を受けなければ有するであろう価額を損害賠償金の限度額とし、受託物の使用不能に起因する損害を含みません。</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破壊・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。)</p> <p>○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害</p> <p>○被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害</p> <p>○受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害</p> <p>○屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。</p> <p>○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害</p> <p>○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害</p> <p>○通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害</p> <p>○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれまたはその他これらに類似の事由に起因する損害</p> <p>○冷凍・冷藏装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p>
賠償責任リスク	借用イベント施設 損壊補償 ワイドプラン  財物	<p>○被保険者が仕事の遂行のために行なうイベント等(研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。)のために日本国内において他人から賃借する建物が不測かつ突発的な事故により、損壊(滅失、破損または汚損)したことにより、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破壊・爆発によって生じた借用イベント施設の損壊に起因する損害に対しては②を適用しません。)</p> <p>○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 ②借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い ③借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 ④借用イベント施設の自然の消耗 ⑤借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の事由 ⑥被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊 等</p>
その他	人格権侵害補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による 　　名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任</p> <p>○直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任</p> <p>○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その後続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任</p> <p>○事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任</p> <p>○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任 等</p>
その他	広告宣伝活動による権利侵害補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <広告宣伝活動による権利侵害> テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことによって起因する次のいずれかに該当する侵害行為 ①名誉毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、表題または標語の侵害</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任</p> <p>○商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた損害賠償責任</p> <p>○宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任</p> <p>○被保険者の業務が広告、放送、または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 等</p>
その他	使用不能損害 拡張補償 ワイドプラン ベーシックプラン その他 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意)次のいずれかに該当する場合に限ります。 ①財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ②損害の原因となる事由に起因して、事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 <財物の使用不能> 財産的価値を有する有体物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいい、それにより収益が減少することを含みます。</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項</p> <p>○次のいずれかに該当する財物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が使用または管理する他人の財物。ただし、管理財物損壊補償(16ページ)の補償管理財物を除きます。 ②生産物または仕事の目的物</p> <p>○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粹使用不能損害 等</p>
工事遅延損害補償	ワイドプラン その他 	<p>○保険期間中に発生した原因事故(「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事故をいいます。)に起因する対象工事の遅延について、記名被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意)次のすべての条件を満たす場合に限り、適用されます。 ①対象工事に起因して原因事故が発生し、損害賠償金が発生すること。 ②①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延すること。</p>	<p>○ 共通事項 記載の事項(ただし、②を除きます。) 等</p>

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
費用リスク・利益リスク	初期対応費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた初期対応費用を負担することによって被る損害</p> <p>①事故現場の保存に要する費用 ②事故現場の取片付けに要する費用 ③事故状況または原因を調査するために要した費用 ④被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑤通信費 ⑥「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損害が発生した場合は除きます。</p>	○ 共通事項 記載の事項 等
	訴訟対応費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<p>○引受保険会社が保険金を支払うべき損害に争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害</p> <p><訴訟対応費用></p> <p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。）</p> <p>①被保険者の使用者の超過勤務 手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の貸借費用</p>	○ 共通事項 記載の事項 等
	ブランドイメージ回復費用補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定する損害が発生し、引受保険会社が保険金を支払う場合において、記名被保険者のブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が引受保険会社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害</p> <p><ブランドイメージ回復費用></p> <p>次のいずれかに該当する費用をいいます。</p> <p>①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（顧客または取引先を訪問するための交通費および宿泊費を含みます。以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の表明、宣伝または広告の費用に限るものとします。</p> <p>②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用^(注)。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。</p> <p>（注）身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。</p>	○ 共通事項 記載の事項 等
	被害者治療費等補償 ワイドプラン ベーシックプラン 費用利益 	<p>○被保険者が「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人に身体障害を与える、その被害者が180日以内に通院・入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に、被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害</p> <p><治療費等></p> <p>原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した次のいずれかに該当する費用</p> <p>①通院・入院の場合の治療費用 ②重度後遺障害の場合の治療費用 ③死亡の場合の葬祭費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p>	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ①治療費等を受け取るべき者の故意 ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の鬭争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療費等を受け取るべき者の同居の親族または別居の未婚の子の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打 等
	データ損壊復旧費用補償 ワイドプラン 費用利益 	<p>○保険期間中に「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害</p> <p><データ損壊復旧費用></p> <p>消失もしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。</p>	○ 共通事項 記載の事項 等
対物超過費用補償	ワイドプラン 費用利益 	<p>○対物事故による法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合において、被保険者が対物超過費用を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害。ただし、この保険契約により、別に保険金が支払われる損害を除きます。</p> <p><対物超過費用></p> <p>被害財物の復旧費が、その財物の時価額を上回ると認められる場合において、対物事故の解決のために被保険者が負担した費用。ただし、復旧費から時価額を差し引いた額を限度とし、対物事故の被害者が損害賠償請求を行っていないにもかかわらずなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p><被害財物></p> <p>対物事故により損壊した財物。</p>	○ 共通事項 記載の事項 等
		<p><復旧費></p> <p>対物事故が生じた地および時において、財物を事故発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費。財物を修理できない場合で再築または再取得するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。</p> <p><対物事故></p> <p>保険期間中に発生した他人の財物の損壊。ただし、この保険契約により保険金が支払われる損害の原因となるものに限ります。</p>	

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション) 以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
生産物の欠陥等による経済損害補償 その他 	<p>製造・販売業務の遂行に起因して、次のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害。ただし、17ページの使用不能損害拡張補償により保険金が支払われる損害を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産物の欠陥 ②生産物の仕様等で意図された機能、效能、目的または条件を発揮または充足しなかつたこと ③次のいずれかの事由に起因する製造・販売業務の履行不能または履行遅延 <ul style="list-style-type: none"> ア.火災、落雷または破裂・爆発 イ.上記ア以外の不測かつ突発的な外来的な事由によって、製造・販売業務を遂行するための設備・装置に生じた故障または機能停止 <p>(ご注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造・販売業務を遂行するための設備・装置は、記名被保険者が所有または使用するものに限ります。 ○事故が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に他人に生じた損失または費用に起因するものに限ります。 <p><生産物></p> <p>生産物に付随する包装、容器、表示ラベルまたは説明もしくは警告書を含み、記名被保険者が日本国内において製造、製作、販売または提供し、記名被保険者の占有を離れた財物に限ります。なお、建設工事の目的物を除きます。</p> <p><製造・販売業務></p> <p>生産物を製造または販売する業務をいい、これらに付随する組立、据付等の作業を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が支出したと否とを問わず、生産物の回収、検査、交換その他必要な措置のために要した全ての費用 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ①身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求 ②誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求 ③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求 ④特許権、实用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 ⑤他の被保険者からなされた損害賠償請求 ⑥被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求 ⑦初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑧この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑨この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①人工衛星の損壊または故障に起因する損害賠償請求 ②国または公共機関による法令等の規制により事故が発生したことによる損害賠償請求 ③製造・販売業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求 <ul style="list-style-type: none"> ア.製造・販売業務の対価の見積もりまたは返還 イ.製造・販売業務の対価の過大請求 ウ.製造・販売業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更 エ.製造・販売業務の価格または内容の誤ったもしくは過大な記載、説明もしくは宣伝 ④株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑤被保険者が支出したと否とを問わず、製造・販売業務の履行または再履行のために要する費用に起因する損害賠償請求 ⑥石綿、石綿製品、石綿織維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿粉塵への曝露に起因する損害賠償請求 ⑦自然の消耗、摩滅、さび、かび、蒸れ、腐敗、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償請求 ⑧採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為に起因する損害賠償請求 ⑨被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書(以下、あわせて「保証書」といいます。)に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求。ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対する請求を除きます。 ⑩企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害に起因する損害賠償請求 ⑪感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれによる損害賠償請求 ⑫被保険者またはその下請負人による製造・販売業務の品質、性能、検査または記録の偽装または偽造に起因する損害賠償請求 ⑬生産物の修理または代替品の欠陥に起因する損害賠償請求 ⑭生産物の輸送、建築等の事業活動の結果に起因する損害賠償請求
サイバーリスク補償 その他 費用利益 	<ul style="list-style-type: none"> ○【賠償損害】記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ <ul style="list-style-type: none"> ア.記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報 イ.記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報 ②①、③、④を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ.他人の人格権侵害または著作権侵害 エ.その他不測かつ突発的な事由による他人の損失 	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾 ②地震、噴火、洪水または津波 ③核物質の危険性または放射能汚染 ④次のいずれかの事由 <ul style="list-style-type: none"> ア.汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑤被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用 ○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の犯罪行為 ②被保険者の故意または重過失による法令違反 ③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為 ④業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有しないまたは免許、許可もしくは認可を受けていない間に被保険者が行った行為 ⑤業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑥被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行 ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと

次頁へ続く

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
サイバー リスク 補償	<p>③サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害 ④サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難</p> <p>○【費用損害】情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害 <情報セキュリティ事故> 記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。 ①前記【賠償損害】①に規定する事由 ②前記【賠償損害】②に規定する事由 ③前記【賠償損害】③に規定する事由 ④前記【賠償損害】④に規定する事由 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(上記①から④までに該当する場合を除きます。) ⑥記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(上記①から⑤までに該当する場合を除きます。) <公表要件等> ・情報セキュリティ事故①または⑤の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。 ①公的機関に対する文書による届出または報告等 ②新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等 ③被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫び状または案内状の送付 ④公的機関からの通報 ・情報セキュリティ事故⑥の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。 ①公的機関からの通報 ②記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告</p>	<p>⑧被保険者が、公表されていない情報を違法を利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと ⑨被保険者が得たまたは請求した報酬</p> <p>○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害 ②特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害 ③他の被保険者からなされた損害賠償請求 ④被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い ⑤国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。) ⑥被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリラ活動等の侵害行為</p> <p>○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ②この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>○次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害(ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの場合は、本規定を適用しません。) ①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤 ②履行不能または履行遅滞。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ③被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞を避けることを目的として行った不完全履行 ④業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑤人工衛星の損壊または故障 ⑥被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為 　ア.業務の対価の見積もりまたは返還 　イ.業務の対価の過大請求 　ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更 　エ.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝 ⑦商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。 ⑧記名被保険者が金融機関に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為の移動 　ア.コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。) 　イ.預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引 ⑨暗号資産の取り扱い ⑩記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害 　ア.電気事業法に定める電気事業者 　イ.ガス事業法に定めるガス事業者 　ウ.熱供給事業法に定める熱供給事業者 　エ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者</p> <p>○コンピュータシステムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。</p> <p>①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステムの所有、使用または管理 ②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報</p> <p>○サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害 ①被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ②液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任 ③直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由 　ア.石綿(アスペスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引 　イ.石綿等への曝露による疾病 　ウ.石綿等の飛散または拡散 ④次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 　ア.航空機 　イ.パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 　ウ.自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。 　　(ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 　　(イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。 　エ.施設外における船舶 ⑤専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 ⑥テロ行為等</p>

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション) 以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借用不動産 損壊補償 	<ul style="list-style-type: none"> ○借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により損壊(滅失、破損または汚損)した場合において、被保険者がその借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害 <借用戸室> 被保険者が社宅、事務所または店舗として日本国内において他人から借りているすべての戸室をいいます。 (ご注意) ・借用戸室には工場、倉庫は含まれません。 ・仕事の遂行の一環として行なうイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。 ・この補償において、被保険者とは、借用戸室の賃借人である記名被保険者のみをいい、被保険者の役員および従業員は含まれません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破壊・爆発によって生じた借用戸室の損壊に起因する損害に対しては⑫を適用しません。) ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ○借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。 ②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損壊 ③借用戸室の欠陥によって生じた損壊 ④借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ⑤外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊 ⑥詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊 ⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊 ⑧借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、借用戸室ごとに、その借用戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊 ⑨借用戸室の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。 ⑪風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損壊 ○被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ○被保険者の使用者が所有する借用戸室が損壊したことによる損害 等
弁護士費用 補償 	<ul style="list-style-type: none"> (1)日本国内における偶然な事故(対象事故)により対人被害または対物被害が発生した場合において、 <ul style="list-style-type: none"> ①保険金請求権者がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害 ②保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害 (2)日本国内における他人による業務妨害等(対象事故)により経済的被害が発生した場合において、保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害 (ご注意) ○この補償において、被保険者は次のいずれかになります。 ①対人被害については、13ページ「③被保険者(保険契約により補償を受けられる方)」(以下「13ページ ③」といいます。)の①から④までに掲げる者 ②対物被害・経済的被害については、記名被保険者 ○法律相談費用については、法律相談が次の期間内に開始された場合に限ります。 ①対人被害・対物被害については対象事故が発生した日からその日を含めて3年間 ②経済的被害については、対象事故が発見された日からその日を含めて3年間 <対人被害> 被保険者が記名被保険者の業務に従事している間に被った身体の障害 <対物被害> 記名被保険者の業務のために所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損または盗取) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通事項 記載の事項 ○直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に対する刑の執行 ②差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ③他の被保険者または密接関係者が賠償義務者である場合 ○直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する対人被害または対物被害によって発生した損害 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②被保険者が次のいずれかに該当する状態にある間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none"> ア.被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 <ul style="list-style-type: none"> イ.被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ④被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に、その被保険者自身に発生した事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。 ⑤大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。 ⑥石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故 ⑦外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故 ⑧電磁波障害に起因する事故 ⑨被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑩被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑪記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物(以下「業務用財物」といいます。) 자체の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合を除きます。 ⑫業務用財物の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等 ⑬被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ⑭騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用 補償	<p><経済的被害> 記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したこと。ただし、契約の債務不履行によるものおよび対人被害または対物被害を伴うものを除きます。</p> <p><業務妨害等> 密接関係者(保険契約者および13ページ③の①から⑧までに掲げる者)以外の者が行った行為(不作為を含みます。)による次のいずれかに該当するものまたはそのおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者の業務が威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶然な事由により妨害されること。ただし、次の②および③に該当するものを除きます。 ②記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されること ③記名被保険者が詐欺に遭うこと 	<p>○直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する経済的被害によって発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ①13ページ③の①から④までに掲げる者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為 ②13ページ③の①から④までに掲げる者の法令違反 ③支払不能または破産 ④記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ等
休業損害 補償 費用 利益  	<p>(1)保険期間中に生じた次の事故によって保険の対象が損害を受けたことによる損失または営業継続費用(以下「損失等」といいます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①火災、落雷または破裂・爆発 ②風災、雹災または雪災 ③給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれ ④騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑤航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ⑥保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊(ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、または土砂崩れを除きます。) ⑦盜難によって生じた盗取、損傷または汚損 ⑧水災 ⑨外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的または機械的事故 ⑩上記①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故 <p><保険の対象></p> <p>日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(以下「対象物件」といいます。)をいい、次に掲げる物も含めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分 ②敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等 ③敷地内に所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等 ④対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備ただし、次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ①新築、増築、改築、修繕または取壊し中の建物 ②組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等 ③仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材 ④道路、軌道その他の土木構造物 ⑤桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ⑥海に所在する建物、屋外設備・装置および動産 ⑦自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品 ⑧通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 ⑨テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの 	<p>○ 共通事項 記載の事項(ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象(ただし、敷地外ユーティリティ設備は除きます。)に生じた損害に対しては⑫を適用しません。)</p> <p>○次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ②風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ③保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害 ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ⑤保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑥万引き等によって商品・製品等に生じた損害 ⑦保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑧国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害 ⑨保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて(オプション) 以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合		
休業損害 補償	<p>(2) 保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由により、被保険者に生じた損失等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する食中毒に関する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 対象物件における食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。 イ. 対象物件において製造・販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。 ウ. 上記ア. またはイ. の食中毒の発生の疑いがある場合における行政機関による対象物件の営業の禁止・停止その他の処置 ②引受保険会社が定める感染症(別表に掲げる感染症をいいます。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。)に罹患した者が対象物件または対象物件が所在する建物等(以下「対象物件等」といいます。)にいたこと等により、対象物件等がその感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置 <p>(3) 指定感染症等(別表に掲げる感染症は含みません。詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。)に罹患した者が対象物件等にいたこと等により、対象物件等がその感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合において、保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置がなされたことによって、被保険者に生じた損失等(緊急対応費用)</p> <p><別表></p> <table border="1"> <tr> <td>①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト</td> </tr> <tr> <td>⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス</td> </tr> </table> <p><感染症事故> 上記(2)②または(3)に規定する事由をいいます。 (ご注意)「食中毒・特定感染症のみ補償」を選択していただいた場合、(1)は補償対象外となります。「食中毒・特定感染症補償対象外」を選択していただいた場合、(2)と(3)は補償対象外となります。</p>	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト	⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス	<p>○次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等。この場合の損失等には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損失等、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損失等を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④③以外の放射線照射または放射能汚染 <p>○次に掲げる事由によって対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備が損害を受けたことによる損失等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断 ③労働争議 ④脅迫行為 ⑤水源の汚染、渇水または水不足 <p>○左記(1)から(3)までの事由を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失</p> <p>○感染症事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた感染症事故による左記(3)に規定する損失等</p> <p>○保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に生じた感染症事故による左記(3)に規定する損失等 等</p>
①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト				
⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫中東呼吸器症候群(MERS) ⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢 ⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス				
リコール 費用補償 費用利益 	<p>(1) 被保険者が、生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害(生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた費用を法律上の損害賠償金として負担する場合を含みます。)</p> <p><損害の範囲> 次のいずれかに該当するもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とし、回収決定日以後1年以内に被保険者等が負担した費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ⑦回収生産物または代替品の輸送費 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用 ⑫信頼回復広告費用 ⑬在庫品廃棄費用 ⑭コンサルティング費用 <p>(2) (1)の回収等の実施は、事故(他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。財物には、生産物を含みません。)を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等 ②被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告 ③回収等の実施についての行政庁の命令 	<p>○ 共通事項 記載の事項(ただし、⑪を除きます。)</p> <p>○次の財物の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、被保険者が製造・販売等を行った財物が次の財物の成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合は、この規定は適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①血液製剤 ②たばこまたは電子たばこ ③武器 ④航空機 <p>○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関。以下同様とします。)の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ ②保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ③生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由。ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。 ④消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ⑤生産物の修理(生産物の回収等による修理を含みます。)または代替品の欠陥 ⑥牛海綿状脳症(BSE)もしくは口蹄疫またはこれらのおそれ ⑦高病原性鳥インフルエンザ ⑧生産物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示 <p>○保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間ににおいて、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知った(知ったと合理的に判断できる理由があるときを含みます。)ときまたは回収決定がなされたときのその回収等によって生じた損害 等</p>		

重要事項のご説明

日本商工会議所

ビジネス総合保険制度にご加入いただくお客さまへ

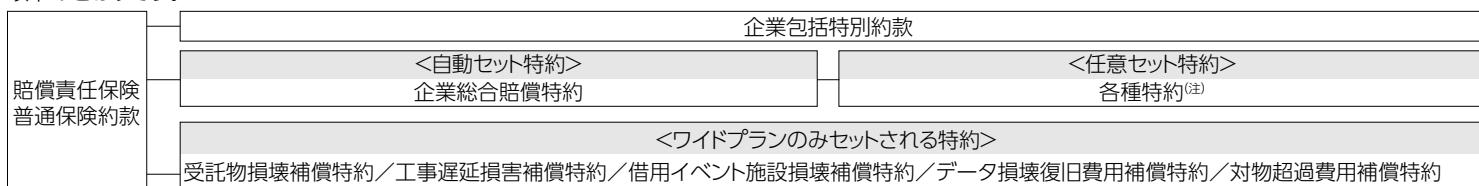
この書面ではビジネス総合保険制度に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約は日本商工会議所のHPに掲載しています。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.商品の仕組み

この商品には、「エコノミープラン」、「ベーシックプラン」、「ワイドプラン」の3つのプランがあり、ご加入時にお選びいただけます。適用される普通保険約款・特約は以下のとおりです。



(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「2.引受条件等(2)セットできる主な特約」をご参照ください。

2.引受条件等

(1)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
ビジネスプロテクター	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。また、補償内容に応じて記名被保険者以外の方も被保険者となる場合があります。詳細は、本パンフレット(以下「パンフレット」といいます。)13ページをご確認ください。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注)引受保険会社にこの保険の加入申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

■お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

(2)セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」および「オプション」等のページをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3)加入期間(保険期間)および補償の開始・終了時期

■加入期間(保険期間)／加入期間(保険期間)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく加入期間(保険期間)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「加入期間」欄にてご確認ください。

■補償の開始／始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

■補償の終了／満期日の午後4時に終了します。

(4)支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高」および支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

■この保険契約では、ご加入の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

■ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

■新設法人等で、ご加入の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高」が存在していない場合は、ご加入における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料^(注)を算出します。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2)保険料の払込方法

パンフレットをご参考ください。

4.満期返りい金・契約者配当金

このご契約には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

5.解約返りい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。[注意喚起情報のご説明](#)の「6.解約と解約返りい金」をご参照ください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください。

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください。

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。**ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。**
【通知事項】
 - 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
 - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - △加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
 - △上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3.加入期間(保険期間)および補償の開始・終了時期

(1)加入期間(保険期間)

加入期間(保険期間)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく加入期間(保険期間)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「加入期間」欄にてご確認ください。

(2)補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3)補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください。

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6.解約と解約返り金

ご加入中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の退済(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。ただし、解約返り金は原則として未経過期間分よりも少くなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

- ご契約を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料(加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することができます。

7.保険会社破綻時等の取扱い

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8.契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9.個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためを利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

ご注意いただきたいこと

1.ご加入時にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

●特約などの補償重複

次表の特約をセットされる場合には、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した場合などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットいただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
弁護士費用特約(企業総合用)	自動車保険や火災保険の弁護士費用特約

●次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容等を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があつた場合

2.ご加入後にご注意いただきたいこと

～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

(1)加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

事故が起こった場合の手続

(1)事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行つたうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類

(1)引受保険会社所定の保険金請求書	書類の例
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注)	引受保険会社所定の保険金請求書
(注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書・決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	権利移転証(兼)念書
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	

(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類

(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	書類の例
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払すべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における

調査等が不可欠な場合は、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

Q&A よくあるご質問についてお答えします。



加入期間(保険期間)中に工場を新設することになりました。
保険会社への通知は必要ですか。



いいえ。通知は必要ありません。

ビジネス総合保険制度は貴社のすべての施設、業務、生産物等にまつわるリスクについて1つの保険契約でまとめて補償することができます。補償の重複や加入もれの心配はありません。(ご注意)一部対象とならない施設、業務、生産物等もあります。



新設の法人で会計年度(1年間)の売上高がまだありません。
この場合、加入できますか。



はい。ご加入いただけます。

新設法人等で最近の会計年度(1年間)の売上高が把握できない場合は、事業計画値を売上高とみなして保険料算出の基礎とします。
この際、事業計画値を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、加入期間(保険期間)終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。



安全管理や製品の品質に力を入れているのですが、
保険料は安くなりますか。



はい。自動車等の安全管理や製品の品質取組等に応じた割引制度をご用意しております。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

加入期間(保険期間)と保険料の払込方法

加入期間(保険期間)：毎月1日(2021年10月1日以降2022年9月1日まで)午後4時から1年間です。

Check! ●保険料の払込方法 集金代行会社(SMBCファイナンス)による口座振替となります。

●保険料振替日 加入期間(保険期間)開始月の翌々月23日(月払の場合は以降毎月23日)です。なお、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替となります。

●制度維持費について ご加入事業者毎に制度維持費として保険料とは別に、保険契約者である日本商工会議所に月払の場合100円／月、一時払の場合100円／年をお支払いいただきます。制度維持費は保険料に上乗せして引き落とさせていただきます。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

【受付時間】平日 9:00~19:00

土日・祝日 9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)

事故が起きた場合

遅滞なくご加入の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 0570-022-808 [ナビダイヤル
そんばADRセンター]

- 受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかげ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について、もっとお知りになりたい時は！

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

[引受保険会社]三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 代理店・扱者 ■

■ 商工会議所名 ■